

# 「議会のあり方」 議会運営委員会 答申

## 1 調査目的と内容

議会改革は、議会の活性化はもとより、住民の議会活動への理解と町政参加の推進のため、継続的な検討と改善が必要であるとして、平成27年7月22日付けで議長から諮問のあった「議会のあり方」について、議会運営委員会において検討を行った。

## 2 検討の経過等

- ・平成27年7月22日 諮問文書の配布、今後の進め方を協議
- ・平成27年9月18日 議会改革についての方向性の検討
- ・平成27年10月13日 自治会長会議への議員の出席の検討
- ・平成27年12月11日 自治会からの要望事項への回答に係る協議
- ・平成27年12月17日 諮問事項に係る取組方法の検討
- ・平成28年1月25日 議会のあり方についての委員会開催
- ・平成28年3月16日 議員報酬についての検討
- ・平成29年9月28日 委員会合同視察により、夕張市の「少人数議会における議会運営」について研修した。
- ・平成30年1月12日 議員報酬、常任委員会のあり方について、議員全員（傍聴議員の参加要請）による議論の検討
- ・平成30年3月29日 議会のあり方検討会議（全議員による議員報酬、常任委員会のあり方について）における検討
- ・平成30年9月11日 議会のあり方検討会議（全議員による議員報酬、常任委員会のあり方について）における再検討
- ・平成30年12月12日 諮問に係る答申内容について協議（議長を除く全議員）
- ・平成31年3月4日 答申（議会運営委員会後）

### 3 検討課題の整理

#### (1) 議会と住民の関わり

住民との関わりを深め、情報発信等により、より信頼される議会の構築

##### ① 議会と町民との直接対話する機会について

ア 町内各関係団体との対話の機会については、所管事務調査等今後も必要に応じて積極的にを行う必要性の確認

###### <検討結果>

所管事務調査や各団体等との勉強会など、引き続き積極的に行うことが必要である。

イ 自治会長会議等住民代表者と意見交換する場への議会代表者の出席について

###### <検討結果>

自治会長会議等には出席せず、議会に関する質問・要望等があった場合には、議会運営委員会に諮り、議会広報等を通じ町民に伝える。

ウ 議会報告会等一般住民との意見交換の実施について

###### <検討結果>

議会報告会は行わず、これまでどおり所管事務調査や議員研修などについては、議会広報に掲載することで町民への報告とする。

##### ② 議会広報紙

ア 町民が読みやすく、理解しやすく、より行政や議会活動に関心をもってもらえる紙面づくりの研究

###### <検討結果>

広報研修会への参加や他町村の広報紙面を参考にしながら、引き続き研究していく必要がある。

##### ③ 議会ホームページ・その他の広報活動

ア 住民の意見・要望等を踏まえた改良、委員会活動等の報告掲載について

###### <検討結果>

前期において一定程度の改善が図られているが、今後も住民の意見・要望等を踏まえながら改善していく必要がある。

## イ 町民カレンダー・愛の鐘等を利用した広報活動について

### <検討結果>

議会日程については、事前の日程調整が難しいところであるが、可能な限り町民カレンダーに掲載していく。議会の開催については、定例会、臨時会ともに愛の鐘で放送しているが、更に効果的な方法も研究していく必要がある。

## ウ 本会議の映像配信について

### <検討結果>

一般質問の音声データのみインターネットで配信しているが、動画共有サービスを利用した配信を行う町村も増えてきており、今後も閲覧数の見直しなどを踏まえ、映像配信の効果、問題点などを検証するなど、検討課題とすべきである。

## ④ その他必要な検討

### <検討結果>

特になし

## (2) 議会と行政との関わり

効率的で議会機能がより果たすことができる議会運営

### ① 通年議会方式の採用

メリット・デメリット双方があり、前期は慎重な対応が必要とされ、引き続き執行側とも協議のうえ検討していくべきとの答申内容となっている。

### <検討結果>

現行の方法では、閉会中の議員活動に制限があるものの、法改正による通年議会制度の採用には慎重にならざるを得ない。

引き続き、執行側とも協議のうえ検討していくべきと考える。

### ② 執行側反問権の適用

答弁者が質疑の趣旨を確認することは、反問と解されないが、質疑、質問者に対して執行側が意見を求めたり反論することは、反問と解される。

前期は、議会の混乱を招くおそれがあるとして適用を見合わせている。

### <検討結果>

現状どおり「反問権は認めない」取り扱いとする。

議長の議事整理権による采配・整理に委ねるものとする。

③ 議決事件の拡大

地方創生に係る計画等議会の議決事件の拡大についての検討。

<検討結果>

引き続き、検討課題とする。

④ 行政監視機能の充実

<検討結果>

引き続き、検討課題とする。

⑤ その他必要な検討

<検討結果>

特になし

(3) 議会内部の検討課題

議会運営、委員会運営等円滑な議会運営の推進。

① 勉強会、委員会運営等円滑な議会運営の推進

<検討結果>

必要に応じて、積極的に実施していく必要がある。

② 効果的、効率的な視察等の実施

<検討結果>

引き続き、検討課題とする。

③ 自由討議の具体的実践の検討

<検討結果>

引き続き、検討課題とする。

④ 会議規則・運営基準等諸規定の見直し

<検討結果>

本町の議会の運営実態に合わせて、必要に応じて改正を行うこととする。

⑤ 基本条例について

(前期は、現行諸規定の見直しにより対応可能として見送った。)

<検討結果>

前期同様、基本条例の制定を行うことなく、条例、規則等の改正を行うことにより議会運営に支障はないと判断し見送りとするが、多くの町村が制定しており、今後研究していく必要がある。

⑥ その他必要な検討

ア. 常任委員会について

<検討結果>

専門性を持った活動が必要であるため、当面現状の2委員会制を継続する。  
なお、委員外議員の傍聴の取り扱いは、各委員長に一任する。

イ. 議員報酬等の見直しについて

<検討結果>

特別職報酬等審議会で検討してもらう必要はあるが、今期における見直しは行わない。今後も他の町村の状況を踏まえ、次期議員における検証が必要である。  
なお、期末手当については、今後、毎年度検討する。

ウ. 子ども議会への対応について

<検討結果>

教育委員会や学校からの依頼には協力していく。(前期同様)

4 今後の対応

議会改革については、議長からの諮問文書にもあるとおり、議会の活性化はもとより、住民の議会活動への理解と町民参加を推進していくために、今後においても継続的に行うことが必要である。

以上、議長からの諮問における議会運営委員会での検討結果等について、本書により報告し、答申とする。

平成31年3月4日

議会運営委員会委員長 多 胡 裕 司